

(様式第2号)

令和6年度第1回芦屋市都市景観審議会 会議要旨

日時	令和7年2月10日(月) 午後1時～午後3時
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会長 徳尾野徹 委員 嶽山洋志 増岡亮、深川礼子、鎌田誠史、平田智仁、田村健、川上あさえ、中前あゆみ 欠席委員 加我宏之
事務局	まちづくり課 高島市長、河野技監、島津部長、谷崎課長、岡本係長、桑原係員、脇係員、村上係員
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者9人中9人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告、会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

(協議事項)

ア 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例に関する

取り扱い基準の公表について

(報告事項)

ア 植栽計画ガイドラインについて

イ 芦屋市都市景観賞の結果について

ウ 景観地区における認定状況について

エ 芦屋市景観アドバイザー会議・景観認定審査会の開催状況について

4 その他

5 閉 会

2 提出資料

(1) 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例に関する取り扱い基準

(2) 植栽計画ガイドライン

- (3) 芦屋市都市景観賞の結果について
- (4) 景観地区における認定状況

### 3 協議内容

(事務局岡本) おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行を務めさせていただきますまちづくり課の岡本でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委嘱状につきましては、本来でしたら市長から直接手渡しさせていただくところではございますが、会議の進行の都合もありまして、お席に配架させていただくことで、お渡しさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいております「資料」に加えて、本日お席の方に「会議次第」、「出席者 配席図」、また、追加の資料といたしまして「資料一覧」をお配りしておりますが揃っておりますでしょうか。

なお、会議の公開非公開については後ほど謀らせていただきますが、それとは別に、資料の中には、個別の案件に関わる内容もございますので、取り扱いには十分にご注意いただきたいと思っております。

また、本審議会は、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、会議次第に従いまして、進行をさせていただきます。

「会議次第の2」でございますが、審議会の開催にあたりまして、高島市長からご挨拶をさせていただきます。

(高島市長) 皆様、こんにちは。このたびもお忙しい中、この都市景観審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、今回から委員になられる方もいらっしゃるということで、これからよろしくお願いいたします。

芦屋市の魅力は本当に景観だと思います。これは市民の方々とお話ししていてもそうですし、市外の方々とお話をしても、ちょっと芦屋に来ると何か違うと。何が違うのかっていうと、本当に皆さん観点は様々です。緑の話をされる方もいらっしゃいますし、いわゆる広告・看板の話をされる方もいらっしゃいますし本当様々ですが、やっぱりその通底しているのは、やっぱり景観っていうことだと思います。

私も、今回の報告事項の中にありましたけれども、都市景観賞の審査会のほうに出席をしまして、委員の皆さんがどういう話をされるか聞いていました。やっぱりこの芦屋の魅力というのをかたどっているのは、まさにどのようなまちづくりをしていこうかっていうところの考え方の部分にあると思います。景観を大事に、そして今回、緑豊かな美しい町並みということも掲げましたが、そういうような芦屋ってこういう景観をつくりたい、こういう町並みにしていきたいという考え方が、行政だけではなくって市民の方々にも届いているからこそ、この芦屋の町並みっていうのはすばらしいものであり続けているのだろうなというふうに思います。

ぜひ、この審議会の中でも改めて活発に御意見を交換いただければと思いますし、この町並みをいかにしてこれからずっと守っていくかということについても、思いをはせながら進めていただければと思います。

なお今回、多分今回初めてだと思いますが、この会議室の名前ですね。実は「大会議室」という名前を昔は使っていましたが、今回「災害対策本部のオペレーションルーム」というふうに変えました。後ろをちょっと見ていただければと思うのですが、ビブスをずっと椅子につけています。これ何かといいますと、災害が起こった際、すぐに迅速に対策本部に移行することができるように、どういう人がどこに座るかっていうのをあらかじめ決めて、逆に言う

ここは本部室ではないですが、隣の本部室は全員その名前が書いてあるので、誰がいないか、誰が集まれているかということを確認しようということを進めています。まさに景観を守っていくってということ、そして何かあったとき、災害時にしっかり対応するということ、これはどちらが欠けてもということだと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(事務局岡本) ありがとうございます。高島市長に関しましては、この後の公務の都合で14時30分までの出席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、徳尾野会長に、ご挨拶いただき、引き続き「会議次第の“3 議事”」につきまして進行をお願いいたします。

(徳尾野会長) はい。それでは一言ということですが、私、芦屋の認定審査会とは別の会議にも参加しているのですが、そこではやはりもう日々建物が更新されています。それってというのは、大体のお屋敷がマンションに、あるいはゆったり建っている社宅が収益施設に、おおよその計画が高密度化になっています。その中で、やはりいかに建物を造っていくかというのを日々、市長をはじめ事務局の方が業者さんと一緒に協議しながら地道につくられていって、その結果として、今、市長が言われたような景観ができていると思います。でも、つくるのは非常に地道で時間がかかって目立たないですが壊れるのは多分一瞬で、一つの建物が出来上がったり、あるいはある1本のシンボルツリーがなくなったりしたら、もう一気に景観ってというのが崩れて、そういうのが日々、行政担当者サイド、我々の役目ってというのは、そういうのをもうちょっと公平な大所から見ていって、専門的な知見からいろいろアドバイスしたりというようなことになるかと思っておりますので、本日そういう視点で議論していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「会議次第の“3 議事”」に入ります前に、今回から新たに委員になってくださった方もおられますので、自己紹介をするのはいかがでしょうか。

#### 【各自自己紹介を行った。】

(徳尾野会長) どうもありがとうございました。

続きまして、もう1点、今回の委員の交代に関係することとしまして、会長の職務代理者の指名を行わせていただきます。芦屋市景観審議会規則第2条によりますと、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」こととなっております。この条文に基づき、深川委員を職務代理者として指名させていただきます。深川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

では、ここから議事に入るにあたり、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、『非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合』、

同項第2号では『会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合』と規定されております。

本日の議題のうち、協議事項については、市の内部における意思形成の過程にある内容を扱うものであるため、情報公開条例第19条第1項第1号に基づき、非公開情報が含まれている事項の審議等に該当するものとして非公開とし、報告事項につきましては、原則どおり公開とすることで、ご異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、本日の会議については、協議事項は非公開、報告事項については公開ということにさせていただきます。

それでは、議事を進めます。

まず、事務局から、本日の会議の成立について報告願います。

（事務局岡本）本日の委員の出席状況は、委員10名のうち9名の方にご出席いただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

（徳尾野会長）次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、加我委員は欠席のため増岡委員と嶽山委員にお願いしたいと思っておりますので、お二人の委員様、よろしく申し上げます。

それでは、議題（3）に進ませていただきます。

本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、協議事項1件、報告事項4件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力のほど、宜しく申し上げます。

それでは、協議事項といたしまして、『芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例に関する取り扱い基準の公表について』、事務局から説明をお願いします。

議題（協議事項）ア 「芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例に関する取り扱い基準の公表について」

上記の議題について、事務局より説明を受け、以下の点について協議を行った。

〔主な協議内容〕

○審査の際に内規や取り扱い基準として扱っていた資料を公開し、事業者に風致地区の規制や考え方について理解を求める

○数値基準を公表することは問題ないか

〔評価〕

○

〔今後の検討課題〕

○数値基準だけが残るのではなく、なんのための規制なのか、背景がわかるように引継ぎを行っていくこと

○数値基準を守れば問題なしとしたときに、

（「はい」という声あり）

（徳尾野会長）はい、ありがとうございます。

それでは十分に調整の上、公表の準備を進めていただきたいと思います。

それでは次の議題、報告へ移りたいと思います。

（徳尾野会長）それでは、次の議題、報告事項へ移りたいと思います。

本日傍聴希望者はおられますか。

（事務局岡本）本日傍聴希望者はございません。

（徳尾野会長）それでは、報告事項ア、植栽計画ガイドラインについて 事務局より説明をお願いします。

(事務局脇) 報告事項ア、植栽計画ガイドラインについて説明をさせていただきます。まず、このガイドラインを作成するに至った経緯について説明をさせていただきます。設計者等業者の方が基準の確認をする際に、緑化の基準がある場合、どのような樹種を植えるべき

相談されることがあるのですが、今までは、植栽メインのガイドライン等がなく、芦屋市風致地区条例のあらましの中の緑地基準の植栽用樹木一覧しかなく、この樹木一覧の樹種も時代にそぐわないものが多く、参考にしづらく、あまり積極的におすすめできないといったことがありました。

また、これまで、特に震災以前までは、市民の意識が高く、敷地に対してゆったりと建物が建てられ、豊かな緑が道路沿いに設けられるといった、芦屋らしいみどり豊かな景観が自然に形成されていました。しかし、震災以降、市民の入れ替わりが進み、大きな敷地が分割されて、境界ぎりぎりまで建築物が建築されるような戸建て住宅が増えたり、共同住宅のような、事業者によって計画される建築物が増加しました。これらの共同住宅は敷地に対して建蔽率いっばいに建物や駐車場が配置され、余ったスペースに植栽を計画するなど、事業性重視の計画となることが多くなっています。

景観アドバイザー会議にかかる、大規模建築物などにおいては、アドバイザー会議の中で委員の方々からのアドバイスである程度の改善はあるものの、植栽計画については建物の計画より後回しになっている案件が多く、配置計画から見直したいものの、計画のスケジュール的に難しい等、担当者レベルでの指導で苦慮することが多いのが現状です。

特に配置計画の前の計画のスタート時点で植栽計画について考えていただける機会となり、窓口レベルでの指導がスムーズになる一つのツールになればと考えております。

あくまでも、強制力を持つような基準ではなく、参考としていただける資料として公表したいと考えています。

それでは、植栽計画ガイドラインの内容について説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」の部分で芦屋の景観について述べさせていただきます。先人がどのように質の高いまちなみを作ってきたのか、どのように行政が取り組んできたのかについて説明させていただきます。そして、芦屋における植栽計画のあり方では、植栽の配置を含めた計画・設計を行う必要性や市民共有財産である美しい景観を守り育てていくための植栽の役割や手法について述べています。

9ページからは地域ごとにおすすめの樹種や、良好なまちなみを形成している事例について写真で紹介をさせていただきます。写真については、現在、時期的に緑が少ないのでグーグルマップの写真を載せているものもありますが、公表の際には実際に現地の写真を載せたもので公表したいと考えております。また、玄関・アプローチ周り、手のかかりにくい樹種、日当たり別樹種など、用途別に使える樹種について紹介しています。

最後に管理についてです。なかなか、緑化基準がある地域で植栽計画をされる場合は、取り敢えず緑を植えればよいといった計画が多く、結局は管理されず、残念な結果になることが多いため、管理のことについても考慮された計画としていただけるよう管理の重要性について述べております。

(徳尾野会長) 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。嶽山先生、いかがでしょうか。

(嶽山委員) はい。僕は良いのではないかとすごく思って、写真もすごくらしさが出ているなという印象があります。特にやっぱり先ほどの話の続きでいくと、やっぱり建築に負けないだけのランドスケープを期待してしまうというところがやっぱりあるので、いかに大きく育てられるかみたいなのところっていうのは、面積の話ともちよっと関係してきますけれども、一つあってもいいのかなっていうふうに思います。大きく育てるためにはみたいなことは、一つあっ

てもいいのかなというふうに思っていたりします。

(徳尾野会長) 例えば、それは植栽帯の幅とか高さとか。

(嶽山委員) そうですね、はい。そこら辺もこの中に書き込まれてもいいのか。芦屋らしさみたいなの話の中で、そういった重厚な景観っていうものを我々は目指していて、その部分でもやっぱり植栽に関してもその部分を主張できるような樹木の在り方みたいなのところ、そこを一つうたってもいいのかなというふうなことは思いました。

(徳尾野会長) はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

そうですね。今言われたように、やっぱり樹種があってもそれが育つかどうかっていうのはありますんでね。その土の幅とか深さとか、その辺りも何かこう情報として提供できればいいかと思しますので、はい。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(嶽山委員) ちょっと教えていただきたいのですけれども、ここに書いてある植栽の話でいくと、各エリアに対していろいろ樹種がこういうのもあるよねっていうので、面的なエリア的な部分だなどと思うのと、あと樹木とか開発の視点だけの植栽計画の話が書いてあって、景観って結構線的な要素だなどと思って、一軒一軒並んでいって線的になったものが景観になるのかなと思うんですね。さっきのシャッターの話とかも同じで、単体で見るとあの基準でいいのかなと思うのですけども、横につながった線で見ると全然違う町並みになってくるよねっていうのがあると思います。この芦屋の中でいうと、今こういったエリアでこういう木がいいよねっていうのがあるとしたときに、例えば通りに対してこの通りはこういった木を植えたほうがいいよねとか、こういった景観自体がこういった木をもっと増やしてほしいという通りに対する何か基準みたいな、ガイドラインみたいなものがあれば教えていただきたいなと思ったのですけれども。

(事務局岡本) 現状において、恐らくあんまりそこまで記載しているものがないのではないかなと思うのですが、芦屋の緑として大きな特徴は街路樹がかなり大きく育っている特徴的な街路樹の路線がたくさんありますので、そうした街路樹と例えば相性のよい樹木がどういうものなのかっていう辺りも、書き込める範囲ではこれから追記していきたいなと思っております。そうすることで一定の指針を、この通りではこういう種類の樹木を植えると通りとしてより、個人の方の敷地の価値も上がるものだと思いますので、そうしたある程度の誘導というのをもた検討したいなと思っています。

(徳尾野会長) ほかいかがでしょうか。鎌田先生、何かありますか。

(鎌田委員) そうですね。僕あんまりこれに対して話しなかったのは、これ要は手元資料なのでよね。推奨していくための何か縛りを設けるというわけではないのですよね。だから、難しいなと思います。なかなかこれが、これが出て参考にしますって言ってそのままポンとしそうな気がするので、そこら辺の何か考え方ってあるんですか。これをもっともっと。内容はすごくいいと思います。例えばレッチワースとかね、イギリスの昔のああいう、要はさっき先生がおっしゃいましたけど、セットバックしてシンボルツリーを植えて大きな葉ぶりの町並みが景観としてあるような、有名な住宅地って結構あるじゃないですか。それに匹敵するような、その場所だと思うんですよ。でも、それを示すための何ていうかな、仕掛けみたいなものが、これでいけているのかなっていうのはちょっと思いましたけど、いかがでしょうか。戦略というか。ごめんね、もう本当に。

(徳尾野会長) それは絵に描いた餅になってしまう可能性が高いので、それをいかに実効性のあるものにするかということですよ。

(鎌田委員) そうですね。

(事務局岡本) はい、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思います。

ガイドラインは、私たちがつくりたいと思ったきっかけというところにかかなり大きなポイント

トがあるかなと思っております、私たちも設計者の方から何か芦屋で大事にしているこの植栽に関する考え方を示してもらえないかと要望が出るが多ございましたので、例えばその設計者の方の理解を助けるという点もありますし、設計者の方がやりたいけど施主の理解を得るのに何か資料がないかっていう御指摘をいただくこともありますので、そうしたものに役立つものになればなと思う、そのような意味でまず公表できるものをつくりたいというのがこの時点でありました。ですので、今後どんなふうの実効性を担保していくか、まだまだ課題がたくさんあると思うんですけど、つくるきっかけとしてはそのようなものでした。

(徳尾野会長) はい、どうでしょうか。

(嶽山委員) 庭の調査とかはされたのですか。

(事務局岡本) それはどんな樹種が植わっているのかということですかね。

(嶽山委員) はい。

(事務局岡本) 調査っていうほどではないですけど、本当にこれは私たちが担当者として町並みがいいなと思うところにどんなものが植わっているかというようなことで、担当レベルで歩いて調べているという、そんなぐらいになります。

(徳尾野会長) どうぞ。

(深川委員) すばらしい資料だと思って拝見していました。特に、「樹種選定に迷ったらって」いうこの言葉がですね、設計者がもしこれを手に取ったときにですね、もうどうしようかなと思いついておられるときはすがりつくような資料だなと。すばらしいなと思って拝見をしています。これ、配られるということですよ。カウンターのところに来られたらお渡しをする。今ちょっと担当者レベルでおまとめになったっていうふうに伺ったんですが、これランドスケープの専門家に監修を受けているとか、そういうことはないということでしょうか。

(事務局岡本) はい。芦屋市の場合は、景観アドバイザー会議というのと景観認定審査会という2つ専門家の会議がございますので、その委員の皆様には一旦見ていただいて意見もいただいて、今編集を続けている途中です。

(深川委員) 分かりました。比較的専門的なことが書いてある。日陰にはこれがいい、ひなたにはこれがいい。芦屋市がこの紙に書いてあるのだけれど、ひなたに植えたのに育たなかったでは無いかみたいなことを、やっぱり言う人がいないとは限らないなという気もして、何か専門委員会のアドバイスを経ていますみたいなことになるのか、最終的には専門家の助言も、もし判断がつかなければ専門家に聞きましょうというような一文が最後に入るのか、何かそういうところがあるといいのかなと思いました。

(事務局岡本) ありがとうございます。また検討させていただきたいと思います。

(徳尾野会長) ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

かといって、あんまり情報量を増やし過ぎていくと、さっき言われたようにすごい資料をつくりましたねって言って終わってしまうので、情報は整理しつつ取捨選択されて、つまみ読みしてもある程度全体が分かるような。なかなか難しいですけどね、その辺少し調整していただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、御質問、御意見ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、報告事項イ、芦屋市都市景観賞の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局村上) 報告事項2、芦屋市都市景観賞の結果についての報告をさせていただきます。まず、都市景観賞について説明をします。都市景観賞とは、芦屋の魅力あふれる景観を表彰する制度です。市民や事業者、設計者の皆さんに景観に対する意識を高めるため、地域の景観にふさわしく、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる建築物や屋外広告物、地域活動団体を表彰しています。

そのため、皆さんにここがいいというものを応募していただき、都市景観賞選考委員にて表彰対象を決定したという内容でございます。

今回の募集結果を報告します。

建築物部門が10点、建築物部門の20年以上が25点、屋外広告物部門が7点、活動部門が11点の合計53件の応募がありました。

表彰内容について説明をする前に、次の資料をめぐってください。こちらが芦屋の広報誌に載せた内容となります。こちらは写真がありますのでこれをご覧になりながら聞いていただければと思います。上から順に説明させていただきます。

まず特別景観賞です。この賞は、応募の中に2点、ヨドコウ迎賓館やカトリック芦屋教会など、重要文化財や芦屋の景観重要建造物といった、すでに多くの方から十分な評価を得ている2件ありましたので、特別景観賞を特別に設定させていただきました。

その下に、その下から先ほど説明した建築物部門になるのですが、建築物部門5年未満が2点、建築物部門の20年以上が5点、次に広告物部門が2点、活動部門が6点となっております。以上となります。

この次の資料に講評も添付しております。是非、講評の方も読んでいただければと思います。今回の都市景観賞ですが、5年前とは違い、様々な方法で告知を行いました。

・市のHPや広報紙の他に、ジェイコム（ケーブルテレビ）にてインタビュー動画を撮影していただき、放送していただきました。他にはInstagramやYoutubeにショート動画を掲載しました。他にも広報ポスターも3種類作成し、2週間おきに市内掲示板の張替えをしました。そのおかげといたしますか、ケーブルテレビを見て応募しました。という方もいらっしゃる、この応募に繋がったかなと考えております。

ちなみに、これらの受賞作品は10月3日に開催する景観フォーラムにて表彰式を取り行う予定となっております。皆さま、是非都合がつけば10月3日の景観フォーラムに来ていただければ幸いです。以上で説明を終わります。

（徳尾野会長）ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。本件につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。これまた5年後やるのですか。

（事務局岡本）はい、その予定にしております。

（徳尾野会長）ほかいかがですか、よろしいですか。恐らく継続することに意味があると思いますので、どんどん実績を積み重ねていくと、どういふのを芦屋市が目指していくのかわかっているのを見せてくるのではないかと思いますので、ぜひ継続して行って、市長もよろしく願いします。

それでは、報告事項ウ、景観地区における認定状況についてと報告事項エ、芦屋市景観アドバイザー会議・景観認定審査会の開催状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局村上）景観地区における認定状況について説明いたします。

資料中程に、報告事項エ 芦屋景観地区内における建築物等の認定状況の資料をご覧ください。

前回の景観審議会にて、令和5年12月まで報告させていただきましたので、

今回は令和6年1月1日から令和7年1月31日までの1年1ヶ月分の数値を報告させていただきます。

まず令和6年の1月から3月31日分までの状況としては、芦屋景観地区内における大規模建築物の認定数が、大規模建築物が1件、増築0件、模様替え0件、色彩の変更が3件でした。その他の建築物が46件、増築が1件、色彩の変更が26件でした。認定工作物は3件、増築0件、改築0件、模様替え0件 色彩の変更1件全て合わせて合計81件となっております。芦屋川特別景観地区内における大規模建築物の認定数としましては、大規模建築物が0件、色彩の変更が0件、その他の建築物は色彩の変更が1件、認定工作物の新築が2件、合計3件と

なっております。

次に4月1日～1月31日分までの状況を報告します。芦屋景観地区内における大規模建築物の認定数としましては、大規模建築物が4件、増築0件、模様替え0件、色彩の変更が3件でした。その他の建築物が150件、増築が10件、色彩の変更が80件でした。認定工作物は17件、増築0件、改築0件、模様替え0件、色彩の変更1件全て合わせて合計18件となっております。

芦屋川特別景観地区内における大規模建築物の認定数としましては、最後のページの通り大規模建築物が0件、色彩の変更が0件、その他の建築物は色彩の変更が1件、認定工作物の新築が0件、合計2件となっております。

以上で報告事項ウの認定状況についての説明を終わります。

続いて、報告事項エ、アドバイザー会議の開催状況等について、ご報告いたします。資料、報告事項エと書かれた資料のうち、A4縦書きの表が記載された資料をご覧ください。

先程と同様に、令和6年1月から令和7年1月までの景観アドバイザー会議の開催状況についてご報告させていただきます。今年度の案件としては、表を見ると物品販売業を営む店舗という表記が多くありますが、これは海洋町の計画について複数回、会議に諮っているためとなっております。全体としては商業地域付近では事務所等、それ以外では共同住宅や一戸建て住宅の建築物・認定工作物の提出がありました。資料2枚目の下部に記載してありますが、令和6年の1月、2月、12月については事業者より申請がなかったため、アドバイザー会議を開催しておりません。

次に、A4横書きで、左肩に「報告事項エ」と書かれた地図をご覧ください。先ほどの一覧表を、地図に表記したものです。建物の種類ごとに色分けしております。赤色のマル、その他(事務所等)と記載しておりますのは、事務所や店舗など、住宅以外のものをまとめたものでございます。1枚目は一戸建て住宅と共同住宅となります。2枚目を見ると、先ほど説明させていただきました通り、駅近辺や国道沿いでは事務所等の申請がありました。それ以外では共同住宅の申請が3件ありました。

最後に3枚目ですが、マルハチ計画及び、自動車販売店の申請がありました。R06-5は停留所付き戸建て住宅の申請となっております。

この中で資料1枚目、青●のR06-6の申請についてこれから個別の事例としてスライドにて紹介をさせていただきます。

〈スライドにて説明〉

報告事項エ、アドバイザー会議の開催状況等についての報告は以上となっております。

(徳尾野会長) はい、どうもありがとうございました。

(高島市長) すみません、こちらで中座させていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

(市長退席)

(徳尾野会長) それでは、報告事項ウとエにつきまして、御質問、御意見ございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

多分これはうまくいった事例で、この後ろにうまくいってない事例が多分いっぱいあると思いますが、だけども地道にまたよろしくお願いたします。

それでしたら、議題についてはこれで終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に、会議次第の4番目、「その他」でございますが、事務局より何かありますか。

（事務局岡本）その他については、特に予定はございません。

次回の審議会の予定は今のところ未定でございますが、案件に応じて、また来年度にご案内等をさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

（徳尾野会長）それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。

委員の皆さま、誠にありがとうございました。